

豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付要綱

令和 6 年 4 月

豊 田 市

豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）の設置工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留するための構造を持つ容量100リットル以上の雨水貯留槽及び付属品（集水器具及び接続管、蛇口並びに水抜き管）をいう。
- (2) 雨水浸透施設 敷地内に降った雨水を地中に浸透させるための施設で、次に掲げるものをいう。
 - ア 浸透ます（透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。）
 - イ 浸透トレンチ（掘削した溝に砕石を充填し、さらに当該溝の中に浸透ますと連結された有孔管を設置することにより雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。）
 - ウ 浸透側溝（側溝の周辺を砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。）
 - エ 透水性舗装（路床の浸透能力により、雨水を直接地中へ浸透させる舗装（透水性平板を含む。）をいう。）

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、雨水貯留浸透施設の設置工事を行おうとする者に対し、その設置工事の費用の一部を市が補助することにより、雨水の流出を抑制し、浸水被害を軽減するとともに、雨水の有効利用及び健全な水循環の維持を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の宅地等における雨水貯留浸透施設の設置工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる雨水貯留浸透施設の設置工事については、補助対象事業としない。

- (1) 国、地方公共団体及び地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項に規定する公団等が設置する雨水貯留浸透施設
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年4月1日法律第77号）、砂防法（明治33年法律第29号）及びその他法令の規定に基づき設置する雨水貯留浸透施設

(3) その他事業管理者（以下「管理者」という。）が不相当と認めたもの
（補助事業者）

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、自らの負担により補助対象事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者としない。

(1) 豊田市税を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団員が役員となっている団体

(5) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している個人又は団体

(6) その他管理者が補助事業者として不相当と認めた者

（雨水浸透施設の設置工事）

第6条 雨水浸透施設の設置工事は、別に定める豊田市雨水浸透施設設置基準によらなければならない。

（補助対象範囲）

第7条 補助金の交付対象となる範囲は、第2条に定める施設の材料費及び工事費とする。

2 雨水貯留施設のうち、雨水貯留槽は雨水貯留専用の既製品とし、自作品は補助の対象としない。

3 雨水貯留施設のうち、付属品のみに対する補助金申請は受け付けない。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、材料の購入及び設置工事を開始する前に、豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 平面図及び構造図

(2) 材料費又は工事費の見積書

(3) 工事場所の案内図

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) その他管理者が必要と認める書類

2 交付申請者が団体の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、団体調書（様式第3号及び様式第4号）を添付しなければならない。

3 補助金の申請は、同一年度内において、1人につき1回限りとする。

4 交付申請者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第10条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定したときは豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付却下通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 交付申請者は、前項の規定により補助金の交付決定通知を受けた日以降に、雨水貯留浸透施設の購入及び工事を開始しなければならない。

4 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、交付申請者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

（変更の申請）

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請に係る工事の内容を変更しようとするときは、豊田市雨水貯留浸透施設工事変更承認申請書（様式第7号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により変更承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を適当と認めるときは、豊田市雨水貯留浸透施設工事変更承認書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付申請取下書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

（工事の完了）

第13条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の3月15日（同日が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条に規定する休日に当たるときは、その直前の休日以外の日）のいずれか早い期日までに、豊田市雨水貯留浸透施設工事完了報告書（様式第10号）（以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書面を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の平面図及び構造図（申請時と変更がない場合は省略してもよい。）
- (2) 工事写真

(3) 工事に係る領収書（販売又は施工した業者が発行したもの）の写し

(4) その他管理者が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の完了報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 管理者は、前条の規定により完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査した上で、工事の完了検査を行い、設置工事が適正に行われていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の確定通知を受けた交付決定者は、市の指定様式による請求書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の請求書の提出があったときに、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第15条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 第5条第2項第2号から第5号までに該当する者であることが判明したとき

(4) その他管理者が補助金の交付を不相当と認めたとき

（補助金の返還）

第16条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 交付決定者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、豊田市雨水貯留浸透施設補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（現地調査）

第18条 管理者は、補助対象事業が適正に行われるように、必要に応じ、当該職員をして、設置工事の施工状況の現地調査をさせることができる。

（維持管理等）

第19条 交付決定者は、完了検査後に管理者から交付される表示板により、設置した施設が雨水貯留施設又は雨水浸透施設であることを表示しなければならない。

2 交付決定者は、自己の責任において雨水貯留浸透施設の適正な維持管理を行い、当該施設が破損し、及び当該施設に起因する事故が発生しないようにしなければならない。

- 3 交付決定者は、補助金の交付の日から起算して7年を経過する日まで、雨水貯留浸透施設を存続させなければならない。
- 4 管理者は、交付決定者が7年以内に雨水貯留浸透施設を廃止したときは、既に交付した補助金を返還させることができる。
- 5 管理者は、この要綱に基づく補助金により設置された雨水貯留浸透施設によって交付決定者又は第三者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第8条関係）

施設区分	規 模	補助率	上 限 額
雨水貯留槽	1 0 0 L以上3 0 0 L未満	1 / 2	3 0, 0 0 0円
	3 0 0 L以上1, 0 0 0 L未満		5 0, 0 0 0円
	1, 0 0 0 L以上		6 0, 0 0 0円
浸透ます	内径又は内法2 0 0 mm以上		8, 0 0 0円/基
浸透トレンチ	口径5 0 mm以上		8, 0 0 0円/m
浸透側溝	内幅1 5 0 mm以上		4, 0 0 0円/m
透水性舗装	浸透性材厚4 0 mm以上 路盤材厚1 0 0 mm以上 フィルター砂厚5 0 mm以上		1, 0 0 0円/m ²
1 申請当たりの補助上限額			2 0 0, 0 0 0円